

第3次

久山町子ども読書活動推進計画



令和7年4月
久山町教育委員会

目次

目次	・ ・ ・ ・ 1
第1章 計画策定の背景	・ ・ ・ ・ 2
1 子どもの読書活動の背景と意義	・ ・ ・ ・ 2
2 国・県の動向	・ ・ ・ ・ 3
3 久山町子ども読書活動推進計画策定の経緯	・ ・ ・ ・ 4
4 「第3次久山町子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ 5
第2章 子どもの読書活動の現状と今後の方向性	・ ・ ・ ・ 6
1 読書についてのアンケート調査等から見る子ども読書活動の現状	・ ・ ・ ・ 6
(1) 読書への関心	・ ・ ・ ・ 6
(2) 読書する時間	・ ・ ・ ・ 6
(3) 児童生徒の月別平均貸出冊数	・ ・ ・ ・ 7
2 今後（第3次久山町子ども読書活動推進計画）の方向性	・ ・ ・ ・ 7
第3章 久山町子ども読書活動推進計画の基本方針	・ ・ ・ ・ 8
1 計画の目標	・ ・ ・ ・ 8
(1) 発達段階に応じた読書活動	・ ・ ・ ・ 8
(2) 多様な場での読書活動	・ ・ ・ ・ 9
(3) 多様な方法での読書活動	・ ・ ・ 10
2 達成指標	・ ・ ・ 10
第4章 久山町子ども読書活動推進のための今後の取組	・ ・ ・ 11
1 今後の取組一覧	・ ・ ・ 11
2 各取組の概要	・ ・ ・ 12
(1) 家庭	・ ・ ・ 12
(2) 地域	・ ・ ・ 12
(3) 保育所・幼稚園	・ ・ ・ 13
(4) 学校	・ ・ ・ 14
○資料	
・ 子どもを対象とした読書活動団体	・ ・ ・ 16
・ 用語集	・ ・ ・ 16
・ 第3次久山町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	・ ・ ・ 18
・ 久山町子ども読書活動推薦計画策定委員会設置要綱（抄）	・ ・ ・ 18

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の背景と意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、多様な文化を理解するだけでなく、今後どのように社会と関わっていくのか、どのような人生を送ろうとするのかを考え、判断していく材料となるとともに、自分の生き方や社会との関わり方を支えていくものにもなります。さらに、読書活動を通して、感受性や想像力など、多様な人とよりよく関わり、他者と共に豊かに生きていくために必要な道徳心等が養われます。また、読書は学力向上にも大きな役割を果たします。読書習慣のある子どもは、語彙力や読解力が自然と高まり、文章を正確に理解し表現する力が育まれます。

しかし、近年の社会環境の変化、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちの読書環境にも大きな変化がありました。学校や図書館の利用制限、家庭での過ごし方の変化、デジタルメディアのさらなる普及などにより、読書の形は多様化するとともに、読書習慣の二極化も懸念されています。一方で、電子書籍の活用等が進むなど、新たな読書の機会も生まれました。

こうした状況をふまえ、本町では、子どもたちがどのような環境にあっても、読書を通じて豊かな心を育むことができるよう、「第3次久山町子ども読書活動推進計画」を策定しました。本計画では、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校が一体となり、子どもたちが読書に親しめる機会をさらに充実させ、社会の変化に対応した新しい読書環境の整備を進めていきます。

2 国・県の動向

国と県の動向はおおまかに次のとおりです。

年 月	国・県	内容
平成 12 年 (2000 年)	国	「子ども読書年」 政府が、読書の持つ計り知れない価値を認め、国立の国際子ども図書館が開館する平成 12 年を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援することとした年
平成 13 年 12 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行 子どもの読書活動の基本理念、 国 及び 地方公共団体 の責務、読書活動推進 施策 など、子どもの健やかな成長を目的とした法律
平成 14 年 8 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴う、おおむね 5 年間の施策の基本的方向と具体的な方策を示した計画
平成 16 年 2 月	県	「福岡県子ども読書活動推進計画」の策定 子どもたちが自主的に本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身に付けることを目的とした福岡県の推進計画
平成 17 年 7 月	国	「文字・活字文化振興法」の公布・施行 文章を読み及び書く活動、出版活動や出版物など文化的所産の推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を目的とした法律
平成 18 年 12 月	国	「教育基本法」の改正 改正の一つに、第 2 条の教育の目的では「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う(以下略)」が明記されている。
平成 20 年 3 月	国	「子どもの読書活動推進計画(第 2 次)」策定
平成 20 年 6 月	国	「図書館法」の改正 第 3 条図書館奉仕の条項に新たに、社会教育における学習成果の活用を促す機会の提供とその奨励が付け加えられるなどした。
平成 22 年	国	「国民読書年」の取組(平成 20 年 6 月 国会決議) 読書活動の気運の一層の醸成を図って定め、記念事業や啓発活動が行われた。
平成 22 年 3 月	県	「福岡県子ども読書推進計画」の改訂
平成 25 年 5 月	国	「子どもの読書活動推進計画(第 3 次)」策定
平成 26 年	国	「学校図書館法」一部改正 学校司書の法制化が行われた。
平成 28 年 8 月	県	「福岡県子ども読書推進計画」の改訂
平成 30 年 5 月	国	「子どもの読書活動推進計画(第 4 次)」策定
令和元 年 6 月	国	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(※1)」施行
令和 5 年 3 月	国	「子どもの読書活動推進計画(第 5 次)」策定
令和 5 年 6 月	県	「福岡県読書バリアフリー推進計画」の策定 視覚障がいのある人等の読書環境の整備を通じて、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、策定された。
令和 5 年 12 月	県	「福岡県子ども読書推進計画(第 4 次)」の策定

3 久山町子ども読書活動推進計画策定の経緯

令和2年に策定した「第2次久山町子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえた「第3次久山町子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、令和5年12月に策定された「福岡県子ども読書活動推進計画（第4次）」とも関連しています。

また、本計画は「第4次久山町総合計画」を最上位計画として、「久山町教育大綱」、「久山町教育振興基本計画(※2)」を基本として策定しています。

◆久山町子ども読書活動推進計画

計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間

平成26年度	久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 久山町教育委員会にて承認 策定委員会・ワーキンググループ決定 ワーキンググループ会議開催（全6回）
平成27年度	策定委員会開催（全3回） 教育委員会へ報告 計画完成

◆第2次久山町子ども読書活動推進計画

計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間

令和元年度	久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置 策定委員会開催（全1回）
令和2年度	教育委員会へ報告 第2次計画完成 図書館協議会へ報告

◆第3次久山町子ども読書活動推進計画

計画期間：令和7年度から令和11年度までの5年間

令和6年度	久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置 策定委員会開催（全4回）
令和7年度	教育委員会へ報告 第3次計画完成 図書館協議会へ報告

4 「第3次久山町子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方

本計画は、すべての子どもがそれぞれの成長の過程で本にふれ、主体的に読書活動を行うことができるようにするとともに、読書活動を通して、感受性や想像力など、多様な人とよりよく関わり、他者と共に豊かに生きていくために必要な道徳心等を養うことをめざすものです。

このことを踏まえ、以下の基本的な考え方で、本計画を策定しています。

- (1) 久山町に在住・在学するおおむね18歳以下の子どもを対象とします。
- (2) 本計画は令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までとし、おおむね5年ごとの見直しを行います。
- (3) 国や福岡県の動向を反映したものにします。
- (4) 久山町で現在取り組まれている子どもの読書活動の充実を図ります。
- (5) 久山町が今後取り組む読書活動推進事業を具体的(各取組の概要や達成指標等)に提言します。
- (6) 「第3次久山町子ども読書活動推進計画」を町民にホームページ等で公表します。

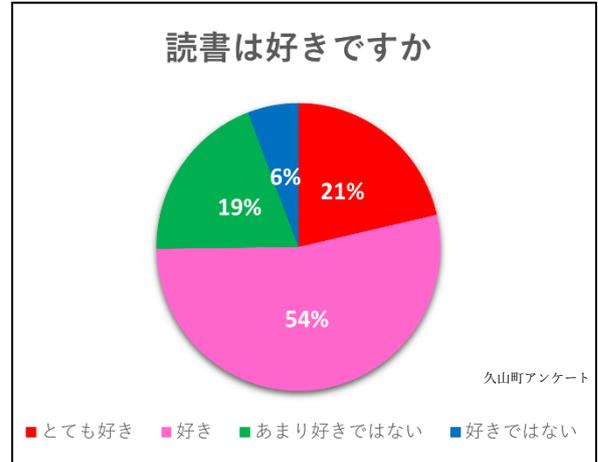
第2章 子どもの読書活動の現状と今後の方向性

1 読書についてのアンケート調査等から見る子ども読書活動の現状

(1) 読書への関心

久山町の小学6年生、中学3年生対象に実施した「読書への関心」に関する意識調査です。

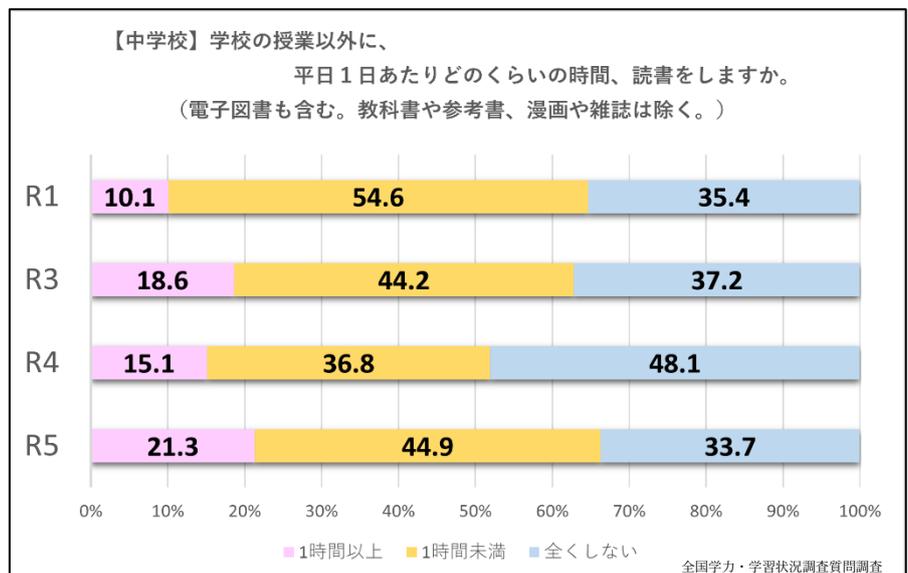
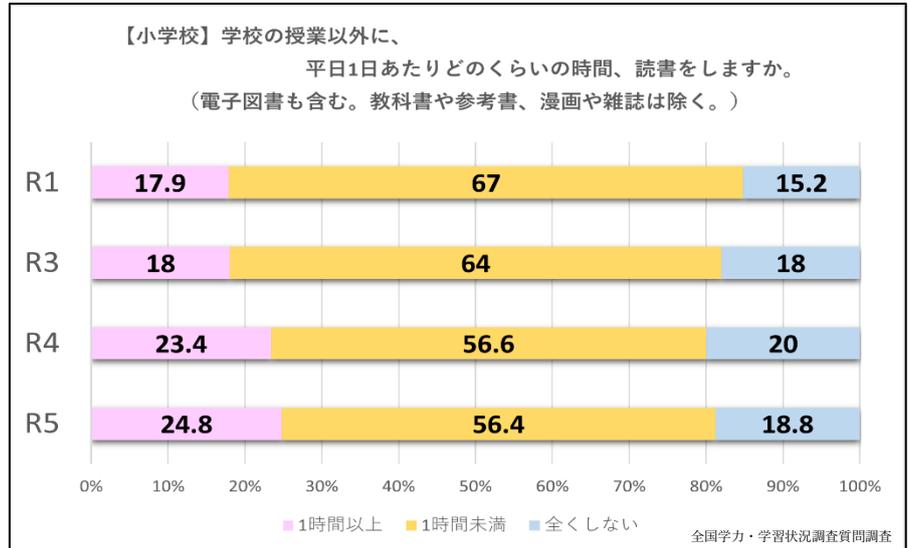
「とても好き」「好き」と回答した割合は75%となっています。比較的、読書に対して好意的な意識をもっていることがわかりますが、全体の4分の1の子どものは読書に対する関心が低くなっています。ゲーム等の普及により子ども達が日常的に触れる情報が映像的なものに偏ってきていることが原因の一つであると考えられます。



(2) 読書する時間

読書時間に関する調査です。(R1～R5までは全国学力・学習状況調査における質問調査の結果。R2はコロナ禍で未実施。R6は調査項目の変更によりデータなし。)

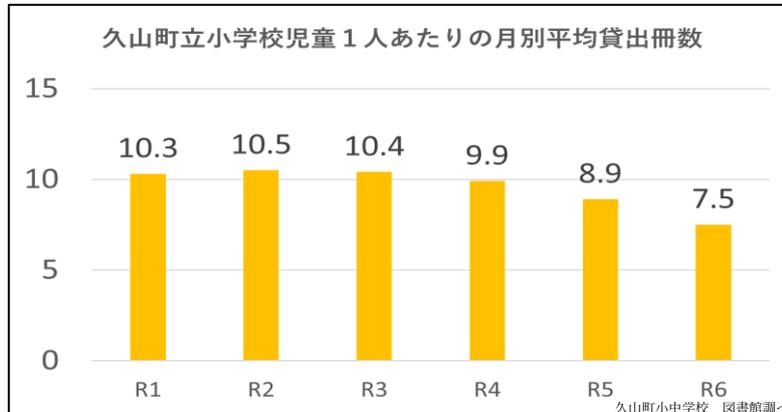
久山町の児童の多くは日常的に読書をしていることがわかります。しかし、約20%の児童が「不読」となっている現状です。久山町中学校生徒は、66.2%が日常的な読書に取り組んでいますが33.7%が「不読」と、小学校より多くなっています。習い事や部活動等個人の時間の使い方の多様化もあり、読書に費やす時間を確保できないことが原因の一つとして考えられます。



(3) 児童生徒の月別平均貸出冊数

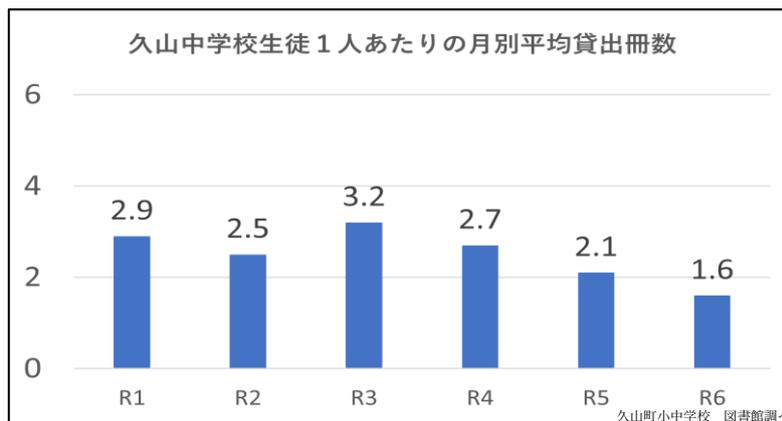
久山町の子どもが、学校においてひと月に何冊本を借りているかまとめたのが下のグラフです。

グラフを見ると、小学生は月に10冊前後の本を借りています。しかし、近年は、月別平均貸出冊数が減少傾向にあります。



中学生は、年度によって貸出冊数の増減が見られますが、小学校に比べると冊数が少ない傾向にあります。読書時間や図書館を使う機会の確保が難しいためと考えられます。

今後、学校図書館をはじめとした様々な場や方法による読書活動の充実を図っていく必要があります。



2 今後（第3次久山町子ども読書活動推進計画）の方向性

全国や福岡県の課題ともなっているのが「不読率(※3)の増加」です。本町の児童生徒の実態調査からも同様の課題が見受けられます。反面、読書が好きな児童生徒は比較的多く、読書に対する関心は高いです。

ゲーム等の普及が著しく、また、部活動や習い事等、個人の時間の使い方の多様化もあり、なかなか読書の時間を確保できないことが、子どもたちの読書離れにつながっていると推測されます。

しかし、これまで久山町では、関係機関が密に連携し、子どもたちの成長に合わせた切れ目のない読書環境の整備を行ってきました。

これらのことを踏まえ、今後久山町では、子どもたちの発達段階に応じて多様な場や方法で読書に親しむ環境を整備し、より一層充実させていくことが重要だと考えます。

第3章 久山町子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の目標

発達段階に応じて**多様な場や方法**で、子どもが自主的・日常的に読書活動を行うように、環境の整備や活動支援を行います。

(1) 発達段階に応じた読書活動

①乳児期・幼児期

乳児期は、赤ちゃんにとって心身ともに成長の上で基礎となる大切な時期です。保護者やまわりの大人からの言葉かけやスキンシップ、本の読み聞かせ等により、言葉や信頼感を習得します。幼児期は、急速に言葉を習得し、言葉によって思考する力が備わる時期です。わらべ歌や手あそび歌を繰り返し楽しませることで語彙（ごい）が増え、絵本や昔話を聞かせることによって想像力が豊かになります。

②小学生期

小学生期は、低学年では楽しんで本を読み、中学年では読書の幅を広げます。高学年では、読書を通して考えを広げたり深めたりするようになります。

この時期に読書の喜びにふれて習慣づけを行うことは、心身の成長発達の上で極めて重要です。子どもの自主性を尊重しつつ、多様な読書活動が展開できるような環境を整えることが必要です。

③中学生期

中学生期は、知的好奇心が高まり、自分の世界を広げる大切な時期です。思春期に入り、自己の価値観を形成しながら、社会とのつながりを意識し始める時期でもあります。中学生期の読書活動は、単なる知識習得にとどまらず、自己の成長を支え、社会と向き合う力を養う貴重な機会です。本を通じて多様な価値観に触れ、考え、学び続ける力を育むための環境づくりを進めていきます。

④高校生期（中学卒業後～18歳以下）

高校生期は、人生の選択肢が広がり、将来を見据えながら自己の価値観を深めていく重要な時期です。多様な分野の本に触れることで、知的好奇心を刺激し、批判的思考力や表現力を育むことができます。また、進学や就職といった進路選択に向けて、専門的な知識や社会の動向を学ぶ読書の機会も増えていきます。これらは、単なる学習の手段ではなく、自己を見つめ、社会と向き合い、未来を切り拓くための力となります。読書を通じて得た知識や考え方を、自らの人生に活かせるような環境づくりを進めていきます。

(2) 多様な場での読書活動

子どもの主な読書の場として、大きく「家庭」「地域」「園」「学校」が挙げられます。それぞれの役割に応じて、時には四者が連携しながら読書環境を整えていきます。

①家庭

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割をもっています。また、子どもが健やかに成長していく基礎となる生活習慣の形成を図り、「地域」とともに、放課後や休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

②地域

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関する施設、機関、団体等であり、特に町民図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。町民図書館を中心に読書ボランティア等が従来から行っている読書活動推進のための取組を一層充実させる必要があります。

③保育所・幼稚園

「保育所・幼稚園」は、周りの大人との関わりの中で次第に言葉を獲得するとともに、読み聞かせ等を通じて絵本、物語に興味をもつ場所です。園で本を整備し、読書活動の時間を確保すると共に、保護者への読書活動を啓発することが期待されます。

④学校

「学校」では、国語科をはじめとした全ての教科、委員会活動や学校行事等を通して、多様な読書活動が展開されています。また、豊富な資料や情報（ICT 機器も含む）の利活用により学びが豊かになり、学校図書館を中心とした子どもの読書活動の一層の推進が期待されます。

(3) 多様な方法での読書活動

「多様な方法での読書活動」を推進していくことで、すべての子どもが読書を楽しむことができる環境を整え、読書習慣を身に付けやすくなります。新しい読書体験や学びの幅を広げ、読書を通じて想像力や思考力を育み、知識を深めていくためにも、多様な読書方法の普及は重要だと考えます。

①これまで久山町で取り組んできた読書活動のさらなる充実

久山町では家庭・地域・保育所・幼稚園・学校が連携し、様々な方法で特色ある読書活動を推進しています。ブックスタート事業、ボランティアによる読み聞かせ、図書館ネットワークの構築・活用等です。今後もそれらの取組を継続・発展させていき、子どもたちの多様なニーズに応じた読書手段を提供していきます。

②時代に対応した読書活動の推進

令和元年度に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）が施行されました。この法律は、障害の有無に関わらず、すべての人が等しく読書に親しめる社会の実現を目指しています。例えば、電子書籍や点字図書の整備、多言語に対応した資料提供、施設のバリアフリー化等です。すべての子どもたちが多様な方法で読書活動に参加し、読書の喜びを共有できる環境の構築に努めていきます。

2 達成指標

本計画の達成指標を以下のとおり設定します。

達成指標	読書する子ども 小学校 90%以上（不読率10%以下） 中学校 80%以上（不読率20%以下）
評価方法	以下のアンケートを実施 ・学校の授業（朝読書や休み時間は除く）以外に、平日1日あたりどのくらいの時間、読書をしますか。（1時間以上、1時間未満、全くしない から選択） ・「全くしない」の場合、その理由を教えてください。

第4章 久山町子ども読書活動推進のための今後の取組

1 今後の取組一覧

久山町の子どもたちの読書活動における実態を踏まえ、本計画の目標である「発達段階に応じた読書活動」「多様な場や方法での読書活動」を意識した様々な取組を通して、子どもの読書環境の整備をさらに充実させていきます。以下はその取組を一覧にしたものです。

多様な場	多様な方法	発達段階	連携先
家庭	①ブックスタート	乳児期・幼児期	地域
	②新・家庭教育宣言	小学生・中学生期	地域 学校
地域	③開架の工夫	乳児期・幼児期～高校生期	
	④図書の実充（電子等も含む）	乳児期・幼児期～高校生期	家庭 保・幼 学校
	⑤町民図書館を活用した読書活動	乳児期・幼児期～高校生期	家庭
	⑥久山町電子図書館の普及	小学生期以降	家庭 学校
	⑦公民館を活用した読書活動	乳児期・幼児期～高校生期	家庭
	⑧ひさやまブックツリー事業	乳児期・幼児期～高校生期	家庭 保・幼 学校
	保育所・幼稚園	⑨絵本コーナーの設置	乳児期・幼児期
⑩読書ボランティアとの連携		乳児期・幼児期	家庭 地域
⑪保育士や教諭による読み聞かせ		乳児期・幼児期	家庭
学校	⑫読書に関わる施設の整備・充実に人的配置	小学生・中学生期	地域
	⑬中学校リニューアル図書館の活用	乳児期・幼児期～高校生期	家庭 地域 保・幼
	⑭学校図書館の運営	小学生・中学生期	地域
	⑮日常的な読書時間の確保	小学生・中学生期	
	⑯久山町図書館ネットワークシステムの活用	小学生・中学生期	地域
	⑰読書ボランティアとの連携	小学生・中学生期	地域
	⑱久山町電子図書館の活用	小学生期以降	地域
	⑲町民図書館の施設見学	小学生期	地域
	⑳読書関連行事の実施	小学生・中学生期	家庭 地域
	㉑図書だよりの発行	小学生・中学生期	家庭 地域

2 各取組の概要

以下に、各取組の概要を示します。

(1) 家庭

①ブックスタート	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
【概要】 町民図書館ではヘルスC&Cセンターと連携し、絵本を見ながら一緒に過ごす時間を通じて親子の心がふれあうひとときを創り出す「きっかけづくり」を目的として、4か月健診時に絵本の紹介・プレゼントを行うブックスタート事業を行っています。 乳幼児のころから読み聞かせ等を行い、親子でふれあうことで、愛着形成を促し、情緒が安定して健やかに育つ素地が培われます。	

②新・家庭教育宣言（※4）	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
【概要】 久山町PTA連絡協議会で推進している「新・家庭教育宣言」の中に、家庭でのコミュニケーションを図る取組の1つとして「親子で読書」があります。各家庭の実態に合わせて家族で読書の時間を設定する等（「うちどく（※5）」）して、読書の習慣を身に付ける取組を推進していきます。	

(2) 地域

③開架（※6）の工夫	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
【概要】 （令和7年3月末）現在、約75,000冊の蔵書の内、開架は約55,000冊です。今後は読書への関心につながるような開架の工夫をさらに行い、利用者が見やすい書架の整備、レファレンス等の充実に努めます。 （例）・季節や時事に合わせた特集コーナーの設置（一般、児童、絵本）	

④図書の充実（電子等も含む）	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
【概要】 視覚障害や学習障害、日本語を母語としない子どもの本など、様々な理由で従来の読書方法に困難を感じる子どもたちにも、読書の楽しさを提供するために、既存の読書資料の充実はもちろん、読書バリアフリーの視点を取り入れた図書の充実に努めます。 （例）電子書籍、点字図書、拡大図書、外国籍の子どもたちのためのコーナー設置等	

⑤町民図書館を活用した読書活動	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
【概要】 町民図書館では、「図書館まつり」等のイベントにより、より多くの町民が図書館へ足を運んでもらう取組を行っています。また、現在行っている「おやおはなし会」「おはなし会」等の広報活動や内容の充実に努めます。	

⑥久山町電子図書館の普及	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>電子図書館は、いつでもどこでも本を読むことができ、多様な場で子どもたちが自主的・日常的に読書に取り組むことができます。今後、サイトの更新や選書、電子図書館の使い方の周知などを充実させ、電子図書館のさらなる普及を図っていきます。</p>	

⑦公民館を活用した読書活動	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>猪野かみじ会館において「ふれあい文庫」を開催し、毎月1回本の貸出と読書ボランティアと協働し、おはなし会を実施しています。また、下山田公民館において「和<small>なごみ</small>の会」、中久原新建会館や久山療育園において「とまとの会」と図書館員によるおはなし会が実施されています。</p> <p>今後も地域の交流拠点としての公民館を活用した読書活動の充実を図っていきます。</p>	

⑧ひさやまブックツリー事業	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>本事業には、「木が太陽の光を浴びて育つように、子どもたちが絵本の読み聞かせを通して、親や周りの大人と触れ合い、心豊かに大きく育てほしい」という願いが込められています。絵本は、子どもたちの成長と発達を促すだけでなく、日常の中で親子の会話やスキンシップの時間を増やし、大人同士の交流のきっかけになると考えています。</p> <p>すべての乳幼児健診（4か月、7か月、12か月、1歳半、3歳）時に絵本を配付したり、4か月健診時や子育て支援センター木子里、若葉壮等において、図書館員と地域のボランティアによる読み聞かせを行ったりしています。今後、さらに様々な取組を充実させていきます。</p>	

（3）保育所・幼稚園

⑨絵本コーナーの設置	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>子どもたちから、多くの本にふれる機会を提供することで、想像力豊かで、思いやりのある子どもに育っていくと考えます。保育所・幼稚園においては、子どもが集団生活の中で様々な絵本と出会うことができるように、絵本と身近にふれあうことのできるスペース（絵本コーナー等）を常時設置し、活用しています。</p>	

⑩読書ボランティアとの連携	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>読書活動に関する経験が豊富な方々が、発達段階に応じた選書を行った上で、園児にふれさせることで、想像力や言葉の理解、表現力がより高まります。また、地域の方が園児と交流することで、地域とのつながりが生まれることも期待できます。</p> <p>そこで、保育所・幼稚園では、町民図書館を通じて地域の読書ボランティアと連携し、素話や人形劇、絵本の読み聞かせ等の読書活動の推進を図っていきます。</p>	

⑪保育士や教諭による読み聞かせ	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>「⑨絵本コーナーの設置」とともに、子どもの発達や保育のねらいに応じて、一日の保育の中に読書活動（読み聞かせ）を積極的に取り入れ、絵本等に親しむ機会をさらに提供していきます。</p>	

(4) 学校

⑫読書に関わる施設の整備・充実、人的配置	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>児童生徒が読書に親しむには、安心した空間、快適な空間を整え、児童生徒が自ら足を運びたいと思う読書整備が必要です。</p> <p>各小中学校図書館では、空調設備が整備され、読書や調べ学習の環境が整ってきました。今後は、各学校の実態に応じた読書スペースの整備が進められるよう、様々な措置（補助金等）を活用していきます。また、学校司書（※7）を継続的に配置し、司書教諭（※8）と連携しながら、資料の選択・収集・提供のほか、多様な読書活動を企画・実施していくように努めます。</p>	
⑬中学校リニューアル図書館の活用	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>中学校のリニューアルされた図書館では、生徒が主体的にイベント等を企画し、町民への開放を実施する等、憩いや交流から、新たな読書意欲を生み出す場としての図書館運営を目指していきます。</p>	
⑭学校図書館の運営	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>読書活動の拠点となる学校図書館は、豊かな情操や感性を育む読書センターとしての役割と、課題解決のための学習情報センターとしての役割があります。</p> <p>学校では、読書活動全体計画に基づき、組織的・計画的に読書活動が位置付けられています。司書教諭がコーディネイト役となって、読書活動全体計画の遂行に努めるようにします。また、学校司書が中心となって、蔵書の充実や図書館環境の整備を行い、司書教諭と連携しながら、読書指導、利用指導等の充実を図り、児童生徒の豊かな学びを推進していきます。</p>	
⑮日常的な読書時間の確保	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>自ら読書に親しむ児童生徒の育成には、日常的な読書習慣を身に付けることが重要です。小中学校では、図書館の利用の仕方を4月に指導し、休み時間に図書館を開放したり、「朝読書」を年間を通して行ったりする等、児童生徒が日常的に本にふれ、読書する機会を確保しています。このように、今後も各学校で、児童生徒の読書の時間を確保するための取組を充実させていきます。</p>	
⑯久山町図書館ネットワークシステムの活用（※9）	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>町内公共図書館、学校図書館を結ぶネットワークの活用により、町内4図書館すべての資料を直接児童生徒に手渡すことが可能です。（県立図書館等、町外図書館からの借り受け資料も、このシステムの活用により、直接児童生徒に貸出することができます。）</p> <p>今後は、このシステムの活用を充実させ、町内外での図書館資料を循環させて、調べ学習や幅広い読書要求等、より児童生徒や学習のニーズに応じた図書資料の提供を図っていきます。</p>	

⑰読書ボランティアとの連携	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>絵本等の読み聞かせは「児童生徒の読書に親しむ態度を育成して心豊かな時間を過ごす」「人と人とがふれ合い、交流する」2つのよさがあります。</p> <p>小中学校では、朝読書の時間に、定期的に読書ボランティア「〇の会」「らばーく」「こだまや」の方々に絵本等の読み聞かせを行っていただいておりますが、今後も継続していきます。</p>	

⑱久山町電子図書館の活用	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>児童生徒は、一人一台端末を用いて電子図書館を利用することができ、学校図書館にはない本も充実しています。今後は、読書的手段として、学校図書館の利用はもちろん、電子図書館の利用も推進していきます。</p>	

⑲町民図書館の施設見学	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>久原・山田両小学校低学年が実施している「図書館見学会」を継続し、図書館の利用方法、マナー等についての学びの場を確保していきます。</p> <p>徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていくためにも、今後取組を継続・充実させていきます。</p>	

⑳読書関連行事の実施	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>ア 子ども読書の日（※10）</p> <p>子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」では、全国的に読書活動推進の取組が行われています。</p> <p>小学校でも、図書館に読書啓発に関する資料やポスターの掲示や読み聞かせを行う等、読書活動の啓発を図っていきます。</p> <p>イ 読書週間</p> <p>全国では「子ども読書の日」や「読書週間」で読書意欲を喚起する取組を行っています。</p> <p>久山町でも、年に数回の読書週間を設けており、今後も継続して取り組み、内容を充実させていきます。</p>	

㉑図書だよりの発行	家庭 地域 保育所・幼稚園 学校
<p>【概要】</p> <p>学校司書が定期的に「図書だより」を発行し、読書活動の意義や読書の効能、新刊紹介、図書館イベントの紹介等を児童生徒、保護者にお知らせしています。今後も図書だよりを定期的に発行し、子どもが読書活動をさらに好きになり、充実するよう広報活動を進めていきます。</p>	

○資料

子どもを対象とした読書活動団体

	団体名	活動場所	主な活動内容
読書ボランティア 団体	まる ○の会	町民図書館、町内保育園、幼稚園、小・中学校、その他町内施設	読み聞かせ お話会
	もこもこ	町民図書館、幼稚園、その他町内施設	お話会
	ふわふわ	町民図書館	布絵本製作・展示 町民図書館でのお話会
	らばーく	久原小学校	お話会
	こだまや	山田小学校	読み聞かせ
地域ボランティア 団体	サロン元気	かみじ会館	毎月1回本の貸出 お話会
	和の会	下山田公民館	お話会（年2回）
	とまとの会	中久原公民館 久山療育園	お話会

用語集

P3 ※1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者や発達障害、上肢の障害などがある人の読書環境を整えることに関する法律。通称は読書バリアフリー法。2019年6月公布・施行された。

P4 ※2 久山町教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づき、久山町で「久山町教育行政の目標と主要施策」を策定して、久山町の教育の基本方針を定めている。この計画をもとにして、さまざまな取組を行う。

P7 ※3 不読率

1か月に本を1冊も読まない子どもの割合のこと。

（「第5次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」令和5年3月 文部科学省より）

P12 ※4 新・家庭教育宣言

福岡県 PTA 連合会が推進する家庭教育の実践活動のこと。親子で相談して目標を立て、家族で取り組むことで、家庭での子育て力を高めることを目的としている。

P12 ※5 うちどく

「うちどく」とは「家庭読書」の略称で、「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んでコミュニケーションを豊かにし、家族の絆をつくることを目的としている。

P12 ※6 開架

図書館の利用者が自ら本を自由に閲覧、貸出のために手に取ることのできる本棚、及び空間のこと。対して、図書館職員に申し出ないと閲覧等ができない書庫を閉架と呼ぶ。

P14 ※7 学校司書

学校図書館の運営・管理に携わり、資料や情報の利用を促すことで児童生徒及び教職員の教育活動を推進・支援していく職務のこと。

P14 ※8 司書教諭

学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと、学校教育の重要な一部分を担うものであり、教諭であることが前提とされる。

P14 ※9 久山町図書館ネットワークシステム

町内4図書館を結び、統一した資料情報をもとに、相互に資料の検索や貸し借りをを行い、どの図書館の本も直接利用者に提供することができる。

P15 ※10 子ども読書の日

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」では4月23日が「子ども読書の日」と定められている。

第3次久山町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

☆策定委員

委員名	所 属		名 前
委員長	久山町民図書館	館長	池田 忠浩
副委員長	久原小学校	校長	田浦 由佳
委員	山田小学校	学校司書	東 豊
委員	〇の会	代表	矢山 康子
委員	もこもこ	代表	西 晃子
委員	福祉課	課長	稲永 みき
委員	教育課	課長	江上 智恵
委員	健康課	課長	亀井 玲子

令和7年3月時点

久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（抄）

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、子どもの読書活動の推進、充実を図ることを目的に、久山町子ども読書活動推進計画(以下「計画」という)を策定するため、久山町子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 読書活動の推進、充実のための施策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第3条 策定委員会は、学識経験者、読書活動等を実践するボランティアグループ参加者、学校教育等関係者及び行政関係者で構成し、教育長が委嘱し、または命ずる。

- 2 策定委員会は、委員8名以内で構成する。
- 3 策定委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員の任期は、委嘱または命ぜられた日から計画策定の日までの間とする。